

旭川駅周辺かわまちづくり計画推進WG規程

(目的及び設置)

第1条 旭川駅周辺かわまちづくり計画（以下「計画」という）を推進することで、市民や来街者にとって「かわ」が身近なものとなり、「水辺」で多様な活動が生まれる環境整備を目的として「旭川駅周辺かわまちづくり計画推進WG」（以下「WG」という）を設置する。

(活動内容)

第2条 WGは次に掲げる活動を行う。

- (1) 計画推進に伴う検討に関すること
- (2) 計画に伴う情報発信に関すること
- (3) 計画に伴う事業の実施に関すること
- (4) その他WGに関すること

(構成)

第3条 WGの委員は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) かわまちづくり計画の推進に賛同する市民及び団体
- (2) 河川管理者
- (3) 教育関係者
- (4) 旭川市関係部局
- (5) その他WGにおいて承認された者

(座長)

第4条 WGに座長を置く。

- 2 座長は、委員をもって充てる。
- 3 座長は、WGを代表し、会議を総括する。
- 4 座長は、会議の議事進行を行うものとする。

(任期)

第5条 委員及び座長の任期は設けない。

(事務局)

第6条 事務局は、旭川市地域振興部地域振興課、旭川開発建設部治水課、旭川開発建設部旭川河川事務所に置く。

- 2 事務局長は旭川市地域振興部地域振興課長とする。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて事務局が招集し、これを主宰する。

- 2 第3条に規定する委員が都合により欠席する場合は、当該委員の指名をもって代理出席させることができる。
- 3 事務局は第3条に定めるもののほか、必要と認める者をWGに出席させ、説明又は意見を聴くことが出来る。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、委員が別に定める。

- 2 この規程の改廃はWGにおいて行う。

附則

この規程は、令和6年3月5日から施行する。